

都市計画道路事業（西脇上戸田線）の施行について

都市計画道路西脇上戸田線については、平成26年11月5日国土交通省近畿地方整備局告示第193号及び平成31年3月22日国土交通省近畿地方整備局告示第50号並びに令和6年3月14日国土交通省近畿地方整備局告示第28号に基づき事業を実施しています。施行する事業は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、平成31年4月19日以降、右図の事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会ください。

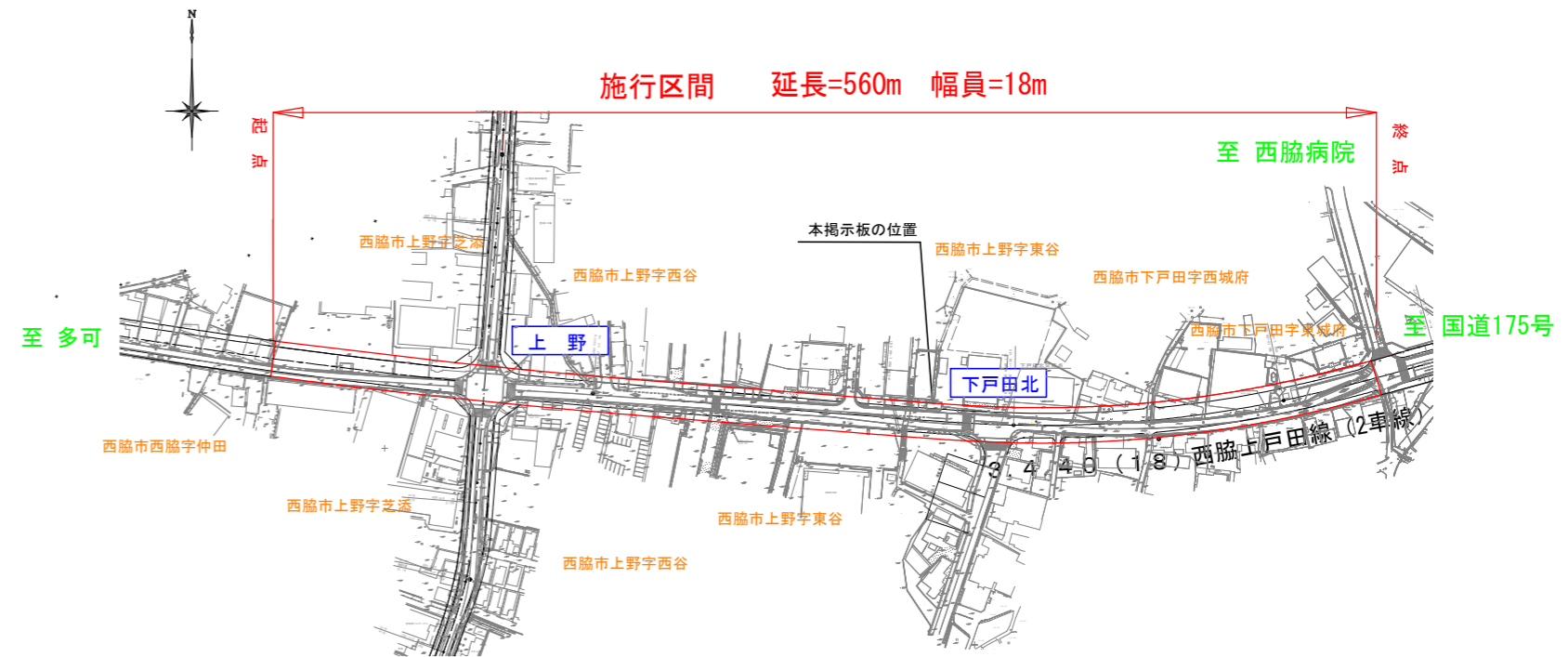
令和6年3月

兵 庫 県

記

1. 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業 3. 4. 40号 西脇上戸田線
2. 施行日
2014年11月5日～
(平成26年11月5日)
3. 設計の概要
延長560m 幅員18m 車線数2車線
4. 施行者の名称
兵 庫 県
5. 事務所の所在地及び名称
加東市社字西柿1075-2
兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所
(担当課) 多可事業所 電話(0795)32-1001
用地第2課 電話(0795)42-9393
6. 事業地の所在
兵庫県西脇市下戸田字西城府、字東城府、上野字東谷、字西谷、字芝添及び西脇字仲田地内

平 面 図



凡例……朱線部分内は今回実施する事業地です。

縮尺=1,000

横 断 面 図

